

<別記3>

国土交通省所管公共事業の事後評価対象事業

1 対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する補助事業（社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の要素事業を含む。）のうち、維持・管理・修繕、災害復旧、河川工作物関連応急対策に係る事業を除く全ての事業とする。

2 実施する事業

事後評価を実施する事業は、事業継続中に再評価を実施した事業のうち、以下の事業とする。

- ① 全体事業費が10億円以上で、事業完了後5年が経過した事業のうち、事後評価を一度も実施していない事業
- ② 事業の実施主体が事後評価を実施する必要があると判断した事業

3 事後評価の実施時期

事後評価の実施時期は、事業完了から5年が経過する年の年度末までとする。また、実施主体が事後評価を実施する必要があると判断したときに実施する。

事業種別と事業完了の定義

事業種別	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全域において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
ダム事業	原則として建設事業が完了した地点
砂防事業等 （地すべり、急傾斜地崩壊対策を含む）	砂防事業：全体計画又は一定計画策定の単位で整備が完了した時点 地すべり、急傾斜地崩壊対策事業：区域における一連の対策事業が終了した時点
海岸事業	背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
公営住宅等整備事業	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点
住宅市街地等整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
港湾整備事業	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点
空港整備事業	原則として事業採択を行った箇所が全て供用を開始した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所が全て供用を開始した時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点